

1. 事業の必要性・概要

P C B 特別措置法施行 10 年を迎えたが、我が国には未だに大量の P C B 廃棄物が存在しており、処理スピードアップが大きな課題となっている。このため、P C B 廃棄物の発生抑制技術に関する検討を行うとともに、微量 P C B 廃電気機器等や P C B 汚染物の処理施設の容量拡大策について検討する。また、P C B 特措法施行後 10 年を踏まえ、保管事業者等の意識のてこ入れを行うなど、P C B 廃棄物の一掃に向けた施策を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）P C B 廃棄物発生抑制策検討調査

P C B 汚染廃電気機器については、絶縁油のみならず、筐体や内部部材を含めて P C B 廃棄物になっている。筐体や内部部材は、重量が大きく、洗浄しにくいこと等から処理コスト増大の主因になっている。そのため、拭き取りを行うことや、使用中に洗浄を行う技術など P C B 廃棄物の発生抑制策に関する技術的課題について調査検討を行う。

（2）処理容量の拡大に向けた調査

P C B 汚染廃電気機器等については、無害化認定制度の運用が始まっているものの、認定は 4 施設に留まっているため、立地の障壁を取り除くための現状調査、制度面の課題検討等を行う。また、P C B 汚染物のうち低濃度の汚泥や廃酸・廃アルカリ等について、処理体制の多角化を検討し、候補となる技術についての技術審査等を行う。

（3）P C B 特措法 10 年経過を踏まえた未届出物の掘り起こし等

P C B 汚染機器の一掃に向け、保管事業者に対する未届出物の確実な届出など関係者の意識テコ入れ等を行うため、関係業界団体ヒアリングを行うとともに、きめ細かく説明会を行うなどして、未届出者へのローラー作戦による掘り起こしを図る。

3. 施策の効果

P C B 廃棄物発生抑制を推進することにより、処理コストの削減につなげる。また、汚泥等の処理施設の多角化のための検討を行うことにより、P C B 廃棄物に関する処理体制が充実し、P C B 廃棄物の処理スピードが向上する。

PCB廃棄物発生抑制・処理スピードアップ対策費

PCB特措法施行後10年が経過

見直し検討の開始

高圧トランス等

- 約3割程度の処理が完了。処理スピードの向上が課題。
- 未届出物の確実な掘り起こしが必要。

処理の進捗が低調！！

PCB汚染物

安定器等の高濃度物

JESCO第2事業で処理に着手

PCB汚染物のうち低濃度物

汚泥等の低濃度、膨大な量の廃棄物の処理方策を検討

微量PCB汚染廃電気機器等

約160万台（多くが使用中）

無害化認定施設 4施設

処理の多角化による体制整備が急務

処理施設の立地を促進し、処理体制の充実が急務

PCB廃棄物の発生抑制対策を行うことで、処理機器台数を削減

発生抑制・処理スピードアップのための調査検討

(1) PCB廃棄物発生抑制策検討調査	拭き取り、洗浄等による発生抑制策の検討
(2) 処理容量の拡大に向けた調査	汚泥等の無害化認定に向けた検討・技術評価、処理施設立地の障壁を取り除くための調査・検討
(3) PCB特措法10年経過を踏まえた未届出物の掘り起こし等	保管事業者関係者の意識のテコ入れ、ヒアリング、ローラー作戦による掘り起こし